

第25期 第3回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年9月13日（水）13時30分から15時35分

2 開催場所 大津市役所新館7階大会議室

3 出席委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（1名） 農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農用地利用集積計画について

議案第10号 「大津市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変

更について

報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第9号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

報告第10号 広報誌「みどりのこだま」第93号の発行について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査

9 議事概要

事務局長 それでは、第25期第3回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、議席番号順となっております。本日の議席番号2番音島義孝委員に先唱をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 どうもありがとうございました。それでは、ご着席ください。
それでは、会議全体の進行は副会長の輪番制です。本日は、中部選出の副会長石津委員をお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。本日は、全員出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。次に、会長のほうからご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございました。
それでは引き続きまして、議事進行につきまして、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。それでは、会長、議事進行よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録整理のため、発言に当たっては、挙手し、氏名を述べていただいた

上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

6番 小谷 英利 委員

7番 森元 直紀 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の千町三丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員 私のほうから地元委員としてこの農地につきまして説明をさせていただきます。

去る8月26日に地元の推進委員と一緒に現地にて譲受人の立会いの下、現地確認調査を行いました。

申請地は、申請内容と一致しており、譲受人が41年前より仮登記による権利者として里芋、カボチャ等の野菜を栽培、耕作をいたしておりまして、当日も早朝から、85歳という高齢ながら達者で、自宅から約3kmあります中を自転車で通い、耕作管理しておられます。そんなことで、耕作を続けていくことに意欲はありまして、耕運機1台を所有していると。また、地域の水路等の清掃等にも積極的に参加しており、面積が330㎡、約3畝でございますが、土地につきまして下限面積要件が撤廃されたことから、3条申請に伴う許可相当と私のほうは算段いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.2、No.3の大石曾束につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員 No.2、No.3の2件ですけれども、これは、同じ方が譲り受けて新規に就農されるということから、私と推進委員、提出者、譲渡人及び譲渡人の父親との5人で現地の確認作業を行いました。

譲り受ける土地に関しては、全て耕し、また草刈りもされ、いつでも作付ができるようにされており、今回の就農に関してコンバイン、トラクター、田植機等も所有しておられることから、申請農地を今後耕作していく意思を感じられる状態となっております。また、譲受人自身の農業歴に関しても、自分のおじさんに当たるところで何年も前から手伝っておられるということですので、問題ないと思います。

以上のことから、今回申請について何ら問題はないものと思われまので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 全員挙手により、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、去る8月23日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委員 まず、1番の南比良でございますけれども、これについては顛末書が提出されているということで、先ほど事務局から説明がありましたように、既に随分と時間がたっているわけでございますけれども、特に問題はないというように判断をさせていただきました。

2番目の和邇の南浜でございますけれども、これにつきましても顛末書が提出されておりまして、現地を見ましたところ、特に問題はないというように判断をさせていただきました。

3番目の和邇今宿でございますが、事務局からも説明がございましたように、進入路につきましては、口頭で所有者に了解をいただいているようでございますけれども、まだ書類の提出がないということでございますので、これにつきましては継続の審議をしてはどうかというように思っております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。
No.1の南比良につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 よろしくお願ひします。
ただいま一日立会委員から説明がありましたように、平成17年、まだ志賀町の時代に埋め立てて駐車場にしたということで、現地は保育園の道路を隔てて向かい側、その横に駐車場があり、10台以上が止まっていた。あふれる状態で、ちょうど反対側にちょうどいい土地があるということでお貸しになったということになっております。そういうことで顛末書も出ていますので、ご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の和邇南浜、No.3の和邇今宿につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 和邇南浜につきましては、事務局と一日立会委員がおっしゃったとおりで、顛末も出されていて、原状回復はしようがないということですので、問題ないかと思ひます。

和邇今宿につきましては、一日立会委員がおっしゃっていたように、隣地者の承諾書はまだ手元にないということで、実際現地確認に行ったときに、隣地者の方には僕らもお会いしまして、全然止めてもらって構わないという

ことだったんですけど、承諾書はまだ届いていないということですので、一旦この場で審議して、許可書の発行自体はその承諾書を待ってという形が一番きれいなのかなと思うのですが、ご審議いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.2は許可することに決定いたします。

事務局長 No.3につきましては、皆様方からの意見はなかったですけども、一日立
会委員、地元立会委員の意見としては、承諾書、通行する承諾がなかったの
で、これについて一日立会委員は保留にして次回まで延ばす、地元委員は取
りあえずここで許可の結審をして、現物が出てきたら許可書を渡すというよ
うな意味の意見をいただいたかと思えます。これについては、このどちら
か、もしくはそれもなしに、口頭で通るということがあるならばそれを正と
して許可を出すという3通りのパターンが見受けられるとは思いますが、そ
こを結審していただけたら、もしくは意見をいただけたらと思えます。

委 員 ちなみに承諾書はいつ頃出そうですか。

委 員 事務局としては何が一番、要するに市として何が一番いいのか、そういう
ようなご説明はいただけないですか。そうでないと、なかなか委員のほうも
手を挙げようにも。

事務局 先ほど説明した通行承諾については、転用計画の実現可能性、ここに関係
するという話をさせていただきました。農地法の中では許可することができ

ない事柄についていくつか定めがあり、その中では、申請に係る農地の全て、当該地の農地の全てを事業の用に供する、そのほか申請に関する用途に用いる、供することが確実と認められない場合には許可することができないという定めがあります。

ですので、通行の承諾に関しましては、実現確実性に直接関係する部分と考えております。それを口頭でよしとお考えいただくのか、ペーパーがなく今回お諮りしたことについては大変申し訳なく思っている状態で、何とかペーパーを提出させることが望ましいと考えていますが、現時点では欠けているということで、許可してよいのかというのを心配しているところです。

事務局長

補足いたします。

今の話の中で、それではペーパーが確実に要るのかといいますと、基本的に今まで、過去の例から、それを出さないで許可が得られないという形ではなくて、本来なら受付の際にそれがないと受付しないということが本来だったと思います。ただ、それを受け付けた後に持ってくるということを我々は信じ込みまして、役員会までにはお願いするというので受け付けしたので、こういうように議案に上げさせてはいただきました。

過去の例からいきますと、顛末書の文面などがおかしかったということで、きちんと文面が書けるまで来期にまわすというのも前年度に1つありました。そのほか、要件としては、口頭で承認を得てる、これも一種の契約になるので、書類自体を持ってこられたら、許可書を渡すという交換条件というのも過去にもありました。2つともありましたので、今回こういった形かここをご審議いただいて、どれがふさわしいかということをお諮りしてもらえたらと思います。

事務局長

事務局からすれば、地元委員のおっしゃっていたあたりが落としどころかと考えてます。要は、ここで許可審議をしてもらって、一定通行ができる、という許可審議で、その通行ができる担保、同意書を持ってこられたら許可書を渡すという形で、その許可日につきましてはこの審議された許可日で渡すのが落としどころとっております。以上でございます。

委員

1つ、一応口頭で了解をいただいているということなんですけど、それは、この農業委員会の事務局に来られたときにそういうお話があったんですか。

私も8月23日に立会させていただいたときに、隣接の男の人が通っていいとおっしゃっていたのが記憶にあるのですが、ただこの名義を見ますと、女性の名前になっていて、男性と女性の名義人がどういう関係なのか私は分からなくて、本当の所有者が了解しているのかどうかというところだけ私は確認できていないので、教えていただくとありがたいなと思います。

事務局 一日立会委員がおっしゃっていた、まず受付段階でどうだったのかということに関してですが、口頭では地権者の了解はもらっています。すぐ持ってきます、という話ではありましたが、お預かりをしたというのが現在の状況でございます。

委員 それと、あと現場の人とその関係。

事務局 地権者の方と現地でのお会いした方、私もお会いしましたが、親族だろうというようには解釈をしているんですが、親子であるかどうか、そこまでは直接確認していなかったというのが実情です。

委員 今聞いてると、絶対的な要件と、任意的な要件とに分けると、どうしても口頭よりも文書で交わすというのが絶対条件だと思うのです。口頭なら、またひっくり返されることもあるし、残らないから。だから、そういうような案件は、ケース・バイ・ケースでいいんですか。そのところをしっかりとそういう方針、指針を事務局として上げていただいたら、今後の参考になるんで、よろしく願いしたい。

事務局長 事務局が考えましたのは、ここについては周りに農地もございませんし水道もございません。そういった中で、この方が通行できるところもないところ。利用の価値はまずないということと、周りに農地がないということと、この人はいずれここを利用される、4条で転用して利用されるとしても、どうしても通行ができなければ何の利用もできないので、いずれにしても通行は必要になってくる場所です。

ですから、これを我々大津市としては、転用されれば、農地ではなくなるということで、税金はそれ相応になりますし、そんなに周りが困らないという中では許可という結審をしても大丈夫かと思っております。ただ担保としてその書類があるというだけの話ですので、この人が転用されても何ら影響される場所がございませんので、そういった意味では大丈夫かという意味でございます。以上です。

議長 ほかに何かご意見のある方はありませんか。

事務局長 もう一つ言えば、このまま農地で置いといたところで草が生えてくるだけで、周りは全然農地のない状態の中で、周りは家ばかりですので、言えば転用されて整地されるというのは一つの方向かなとは思っております。

委員 これ、地図を見ると、周りは田んぼになりますか。

事務局長 宅地ばかりだと思います。

委 員 結局事務局は、地元委員のご意見を採用すればというようにおっしゃっているのか。

事務局長 我々が誘導するものでもなく、審議ですので、あくまでここで結審ですので、我々は参考として意見は言いましたが、言えば平和的な解決でいけばそういうところが落としどころかなという意見です。

議 長 ほかに何かありますか。

委 員 仮に、私が言った、ここで、この場を出して承諾書待ちだと。それが出されなかった場合、その許可を出したものの自体はどうなるのか。破棄できるのか、保留としてずっと置いとくのか。

事務局長 基本保留としてずっと置いときます。

委 員 保留としてずっと置いとくのか。

事務局長 はい。もともとの担保としては、口頭で通行するというので受理しています。書類自体は、担保性を、言わば厚くしたものですので、それが出るまでは保留という形で置いておきます。

委 員 役員会でどういう話し合いをされたか見えないのですが、一日立会委員が公平な目で見られたのと、副会長としての立場でおっしゃったのかなというのがあり、まずその書類がそろってない段階で受け付けているというところで、その書類が全部そろうまでは一旦審議を先延ばしされたほうが、私はいいのではないかと思うのですけれど。

この申請人に歩み寄るのであれば、その書類が出てきたら発行すると親切心はいいかもしれないですが、きちんと農地法に基づいて、そもそもこれが利用できるかできないかによって農転していいのかだめなのかということになると思うので、本当にここを進入路としてお隣の方から、口頭でオーケーをもらっているというのが、実際の所有者、名義人からの了承を得ているかどうか分からないという現段階ですので、待たれて、書類が出てきてから再審議されるのはいかがなものでしょうか。以上です。

議 長 分かりました。
ほかに何かご意見ありますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、そしたら採決をさせていただきます。
まず第1に、〇〇委員、また〇〇委員が発言されてましたように、この案件につきまして、保留し、再度審議し直す、書類が出てきてから審議したほうがいいのかという方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手多数で、この案件につきましては保留とすることにします。

事務局長 ちなみに、保留ということになりますと、またこのままの状態でも来月審査にまわすということになります。一旦受付したものを返すとか、そういうことはなしに、これが延伸して持たせてもらって、内容確認という形でさせていただくことになりますので、その点ご了承ください。

議 長 続きまして、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

8月23日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきました。農地法第5条農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 失礼いたします。まず、1番目の北比良でございますけれども、事務局から説明がございましたように、ビニールハウスを作って、そして露天の駐車場も作るということで、特に周囲の農地の影響もないという判断をいたしましたので、許可することが妥当だというように判断をいたしました。

2番目の南比良でございますけれども、これについても、間違っただけで宅地の中に取り込みをされたという、顛末案件で、実態はもう宅地の中に取り込まれているということでございますので、許可をすることが妥当であるというように認識をいたしました。

それから、3番、4番でございますけれども、これは、新名神の工事に伴いますものでございますので、それも3年前の更新ということでございますので、特に問題はないと感じましたので、許可することについて妥当であるというように感じました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見もお伺いいたします。

No.1の北比良につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員

資料36ページをご覧いただきたいと思います。

本件は、約60cmから70cmの盛土が行われる計画になっております。このため、隣接する農地よりも高くなる場所が出てまいります。このために、そういう高くなる場所の法面については、水平方向に1.8、垂直方向に1の割合、大体25°ぐらいになると思うのですが、そういった割合の緩やかな勾配をつけて土砂の流出を防ぐという配慮がなされています。

次に、雨水についてですけれども、この申請地内の2方向にU字溝を埋設しまして、雨水をそこへ流して、最終的に県道側溝へ排水するという計画でございます。

3つ目としましては、この工事完了後に、先ほどもご説明のとおり、ビニールハウス2棟、駐車場5台分を設置される計画なんですけれども、これについても、隣接する農地の日照を妨げないように設置場所の配慮がなされています。

以上のことから、本件は、問題ないと考えますので、ご承認をいただきたく存じ上げます。以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の南比良につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員

よろしくお願いします。

資料の42ページの写真を見ていただいたら分かるのですが、造成された宅地がこの真っすぐな状態で、全く勘違いということで今になってました。一日立会委員がおっしゃったように、顛末書ということで確認をいたしました。どうかご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.3、No.4の大石小田原につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員

No.3、No.4、大石小田原町の申請についてですが、先ほど一日立会委員がおっしゃったように、この申請に関しては、現状もう許可されているところの更新申請ということもありまして、もともとの許可申請にのっとって作業が行われているというのはもちろんのこと、今回改めて周辺地権者に対しても説明して、また意見も求められておりまして、工事、その他について不具合はないということの確認もされてますので、今回の申請に関して何ら問題はないものと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

委 員 すみません。No.1の北比良、田んぼの周りに獣害フェンスがありますがこれはどうされるんですか。

事務局 事務局でも、この点については確認を現地でもしました。確認した結果としては、地元の農業組合などの方針があり、獣害のフェンスはそのまま置いておいてという話でした。獣害フェンスでぐるりと囲まれているわけですが、今回進入路ができます。そこから獣害があるのでは、という話を申請者側に確認しまして、そこは可動式の伸縮ゲートを設置することで当該地を使用していない間は獣害が引き続き発生しないようにやっていくというようなことでした。以上、報告です。

議 長 ほかにご意見ありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、同No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3及びNo.4につきまして、一体利用でありますので、一括して審議いたしますので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、同No.3及び同No.4は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聞くことに決定いたします。
続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画につきましてを議題といたします。

それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第9号 農用地利用集積計画については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第10号 「大津市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更については、後ほど審議させていただきます。

それでは続きまして、報告案件です。

報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第9号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告についてご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、これをもちまして農地系の報告案件は終了します。

続きまして、農業振興系の報告案件です。

報告第10号 広報誌「みどりのこだま」第93号の発行について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 それでは、何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、その他の報告に移ります。
それでは、事務局、お願いいたします。

<事務局、湖国女性農業・推進委員協議会総会・学習会について説明>

議 長 ありがとうございます。
それでは、説明が終わりましたので、〇〇委員より参加報告をしていただき
きたいと思います。
では、お願いいたします。

委 員 < 報告 >

議 長 ありがとうございます。
早くも次期委員の改選の話になりますが、委員の皆さんにおかれまして
は、各地域において、女性や青年の登用に向けて、人材発掘、育成、積極的
にお願いしたいと存じます。また、委員会業務に適任な方がおられたら、今
からでもお声をかけるなどお願いをしたいと思います。
それでは、事務局からその他の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
何かご意見、ご質問はありますか。

委 員 今、私の地域で地域計画を進めており、7集落集まり、うち2集落はいろ
いろ話し合い、やめておくということで、現状5集落が進めている状態で、
事務局に確認なのですが、地域計画を作成して書類ができた、地図作りもで
きて、提出した場合、農政審議会に諮るのですよね。その農政審議会は、年
に何回あり、何月頃されているのですか。

事務局長 農政審議会は、地域計画がいわゆる結審されるところになります。これは
農林水産課が持っている審議会で、基本的に年に2回です。
今度は11月、春と秋という形になるんですけども、私も、皆さんが地域に
出て頑張っていた中で、あまりにも長いこと、3月、4月にまとま
ったところが秋まで待てるかといったら、やはりもっと頻繁に農政審を開催
し、結審をしていただくというほうがいいのではないかということで、事務
局からは、農林水産課長に、もっと多く開催してほしいという打診はしてお

ります。今のところまだその返事はありませんが、こちらが頑張った分、そちらも頑張してほしいという打診をしておりますので、よろしくお願い致します。

委員

進めてる中でいろいろと課題も見えてきて、〇〇地区については10月には提出し、11月の審議会に間に合うように出すつもりにはしていますが、ただほかの地域が年度末ぐらいを目指して出す予定にされているのです。難しいのが、各農業組合長や役員は、大体任期が1年ですよね。次の人には中途のままで引き継げない。多分引き継いだところで分からないし、ここ直して、あそこ直してと言われても、役員がかわったらできなくなるので、何とか間に合わそうとは頑張っているのですが、恐らく11月に間に合わないのです。

事務局のほうからも要望、声を上げていただくのももちろんですけど、農業委員会の会長名で要望を出せるのであればぜひ出していただきたいですし、仮に今後地域計画をつくって変更するときにも農政審議会にかかるんですよ。となると、なおさら回数を増やしてもらわないと、頻繁に変更が各地域で起きてきたときに、対応し切れなくなると思う。これから地域計画の作成、変更が増えていくと思うので、回数を増やすようにぜひ要望を出していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

事務局

私も〇〇委員と地域計画の会議などに参加していて、そういう声が多いし、ほかの地域でも聞いてます。そういう意味もあり、前回、基本構想の改正に当たっても、農業委員会の意見として、地域計画については臨機応変に協議の場を設けてもらいたいということで意見をつけています。

また、農政審には〇〇副会長が委員として入っておられます。11月に農政審が開かれるということを知っており、その審議内容の打ち合せとは、これから始まっていくかと思うんですけど、その中でも、もう少し臨機応変に会議の指定をとる案件が今回審議に上がるということを知っていますので、その辺の内容について、副会長から意見として発言してもらおうという考えや会長名で出すということも考えていきます。

事務局長

それでは、〇〇委員のご意見、また〇〇委員は、この農政審の委員でもあります。〇〇委員からのご意見を踏まえて、農業委員会から農政審の開催を多くしてほしい、そういうような意見書を出せばいいか。会長、お諮りいただけたらと思います。

議長

分かりました。

〇〇委員の意見について、これを農林水産課のほうへ意見書として出すというのに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員です。

事務局長 ということで、私どものほうから案を作成し、会長専決で提出の方向で調整しますので、何とぞよろしく願いいたします。

議 長 それでは、そのほかにご意見ありますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ここで一旦休憩とし、3時から再開させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

(休 憩)

議 長 それでは、再開いたします。

それでは、議案第10号 「大津市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第7条第3項の規定により、これを変更しようとするときは農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとされております。

それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

委 員 先ほどから説明がありました資料に、上から目標設定、それからその下の活動目標の設定というのが書いてあります。活動の事例というものがあるのかないのか、その報告を、過去にそんなことをされたことがあるのか。

それともう一点、5年以内に遊休農地の解消が上がってるけども、本当にそういうのできるのか。過去そういう活動の中で取り組まれたのかどうか、そんな事例があるのかどうか。資料にある集積面積、27ha、449haから476ha。その下に遊休農地の解消目標面積が12.2ha。これはどういう根拠か。

事務局 数値の質問ですが、27haは新規集積面積の目標、449haは農林水産課の担い手の集積面積の調査に基づく面積で、令和4年度末で449ha、利用権設定など貸し借りの面積の積み上げと、それから担い手として認められてる方の

経営面積の積み上げです。それが令和5年度末に476ha、27ha増える目標となっております。先ほども言いましたとおり、40%の目標を掲げるために、この当時の数字でしたら、27ha上げることによって目標数値に到達するだろうということで上げているのと、遊休農地の解消目標面積につきましては、こちら、国の通達で計算式が示されており、令和3年度の遊休農地面積を5年間かけて解消するようになっています。

その数値が12.2ha、実際に解消している面積が2ha程度です。目標と実際の数値というのはかなりかけ離れてます。集積面積につきましても40%。これは、国のほうでは集積面積は80%を求めています。ただ、80%となると大津市の地勢の問題もあり、大津市では基本構想で40%の集積の目標を掲げてますので、これも数字が大きいと思いますが、一応その目標に、最初に言いましたとおり、国の通達に基づいた目標の数値と、あとは基本構想の数値、整合性は合うように数値目標としているのが、この遊休農地の解消と農地の利用集積の考え方です。実現可能性は非常に低いと思うんですけど、通達の関係がありますので、できればご了解いただきたいと思っております。

議長 よろしいですか。

委員 今回の説明は分からないことはないけれど、何で国の目標の面積と大津市の目標面積はこんなに差があるのか。考え方がどこか違うのか。

事務局長 考え方が違うというよりも、国がかなり高い目標を持っているということになります。我々の実績からは到底及ばないので、少し調整するという感じです。

委員 その調整しても、そんなに開きがあるのも何だかと思う。

事務局長 本来ならば80%集積と言われてるところを、基本構想の40%、実際には20%程度の集積率で、実態は、大津市の目標と国の目標の開きがあります。

委員 実態はそうなのに、それで大津市の考え方を通していくのか。

事務局長 はい、通していきます。基本的には、先ほどの遊休農地調査は20%を解消、ということは12haが目標面積になってるんです。しかし毎年2haぐらいしかない。それも積極的解消ではなくて、どうにか解消に至りましたという2haなので、どうしても開きは出ますが、国の目標にできるだけ、合うよう調整をしているのが今の目標ですので、そこをご理解、ご協力いただければと思っております。

議長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
議案第10号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第10号 「大津市農業委員会 農地等の利用の最適
化の推進に関する指針」の変更については、原案のとおり変更することに決
定いたします。
最後に、何かご質問ありますでしょうか。

(質疑・応答、意見等)

議 長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、マイクを司会に渡します。

委 員 それでは、以上をもちまして第3回定例総会の全ての議案、報告事項を終
了いたします。皆さん大変お疲れさまでございました。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（小谷 英利 委員） 印

委 員（森元 直紀 委員） 印